

新潟市職員の育児休業等に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 15 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第 58 号

新潟市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年新潟市規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条（見出しを除く。）を次のように改める。

第 10 条 任命権者は、第 1 号部分休業を承認する場合には、育児休業条例第 29 条の 3 に定める 1 年の期間のうち部分休業が必要な期間についてあらかじめ包括的に請求させて承認するものとする。

第 12 条を第 13 条とする。

第 11 条の見出し中「届出」を「子が死亡した場合等の届出」に改め、同条を第 12 条とし、第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（第 2 号部分休業の勤務日 1 日当たりの勤務時間数）

第 11 条 育児休業条例第 29 条の 4 第 2 号に規定する勤務日 1 日当たりの勤務時間数は、勤務日ごとの勤務時間が同一でない非常勤職員にあっては、その者の勤務日 1 日当たりの平均勤務時間数（1 分に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。